

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 10 月 22 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カヂシキガイシャ スイコウシャ
 株式会社 水光社

住所 テ660-0881 尼崎市昭和通 2丁目 2-3

代表者氏名 唐澤 明弓 代表取締役 カラサワ アキヒロ

電話番号 06-6482-1470

FAX番号 06-6481-0032

メールアドレス ueda.tatuya@sui24h.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和2年10月22日

申請者 氏名又は名称 株式会社 水光社
スイコウシャ
〒 660-0881
尼崎市日召和通2丁目12-3
カラサワ アキヒロ
代表者氏名 代表取締役 唐澤 明弘
電話番号 06-6482-1470



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 フ リ ガ ナ 名	氏 フ リ ガ ナ 名
代表取締役 カラサワ アキヒロ 唐澤 明弘	
取締役 カラサワ ヌマ 唐澤 由美	
取締役 カラサワ アキコ 唐澤 絹子	
事業の範囲	給排水衛生設備の設計及び施工
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 水光社 スイコウザヤ
上記事業所の所在地	郵便番号 660-0881 住所 尾崎市昭和通 2丁目 12-3 電話番号 06-6482-1470 FAX番号 06-6481-0032 メールアドレス ueda.tatuya@sui24h.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
吉村 潤 やしら じゅん 唐澤 明弘 からさわ あきひろ	第 178885 号 第 178887 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機械器具調書

令和2年10月22日現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考
管の切断用の 機械器具	ねじ切り機 バンドソー セイバーソー シグソー ハンティカッター 金切りのこ等 ✓	REXN80AⅢGX 170 CR12 4301V L120S-N	2台 2台 5台 5台 3台 10本	
管の加工用の 機械器具	グラインダー ストレートグラインダー アセチレンガス溶接器具 やすり、パイプねじ切り器 等 ✓	PDA-100D PNEUMOTOR-3	10台 3台 3台	
接合用の 機械器具	ウェルダー アセチレンガス溶接器具 トーチランプ、パイプレンチ 等 ✓	NT-140GSS	1台 3台	
水圧テスト ポンプ	テストポンプ	T-50K-P	5台	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和2年10月22日

申請者

氏名又は名称 株式会社 水光社

住 所 尼崎市昭和通2丁目12-3

代表者 氏名 代表取締役 唐澤 明弘



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

履歴事項全部証明書

兵庫県尼崎市昭和通二丁目12番3号
株式会社水光社

会社法人等番号	1400-01-049367	
商号	株式会社水光社	
本店	兵庫県尼崎市昭和通二丁目12番30号	昭和61年11月25日住居表示実施
	兵庫県尼崎市昭和通二丁目12番3号	平成29年 6月19日移転 平成29年 7月 5日登記
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	昭和52年3月2日	
目的	1. 各種水槽清掃及びビル管理業 2. 給排水衛生設備、冷暖房設備、空気調和設備の設計及び施工 3. 電気工事の設計及び施工 4. 消防施設工事の設計及び施工 5. 塗装工事の設計及び施工 6. 防水工事の設計及び施工 7. 土木建築工事業 8. 前各号に附帯する一切の業務 平成16年10月 5日変更 平成16年10月 8日登記	
発行可能株式総数	50万株	平成17年10月25日変更 平成17年11月11日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 9万株	平成17年11月 9日変更 平成17年11月11日登記
資本金の額	金4500万円	平成17年11月 9日変更 平成17年11月11日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。 平成19年 2月22日変更 平成19年 3月 8日登記	

兵庫県尼崎市昭和通二丁目12番3号
株式会社水光社

役員に関する事項	取締役	唐澤知好	平成19年 2月22日重任
			平成19年 3月 8日登記
			平成29年 3月 7日退任
			平成29年 4月12日登記
	取締役	唐澤明弘	平成19年 2月22日重任
			平成19年 3月 8日登記
	取締役	唐澤明弘 ✓	平成29年 3月 7日重任
			平成29年 4月12日登記
	取締役	唐澤由真	平成27年 4月24日就任
			平成27年 9月 7日登記
	取締役	唐澤由真 ✓	平成29年 3月 7日重任
			平成29年 4月12日登記
	取締役	唐澤綾子 ✓	平成30年 6月 4日就任
			平成30年 7月30日登記
	兵庫県尼崎市杭瀬本町一丁目20番12号 代表取締役 唐澤知好		平成19年 2月22日重任
			平成19年 3月 8日登記
			平成29年 3月 7日退任
			平成29年 4月12日登記

兵庫県尼崎市昭和通二丁目12番3号
株式会社水光社

	<p><u>大阪府吹田市千里山西四丁目39番C-703号</u> <u>代表取締役 唐澤明弘</u></p> <p><u>兵庫県尼崎市杭瀬本町一丁目20番12号</u> <u>代表取締役 唐澤明弘</u></p> <p><u>大阪市西淀川区千舟二丁目10番28-606号</u> <u>代表取締役 唐澤明弘</u></p> <p><u>大阪府豊中市上野坂一丁目7番20号</u> <u>代表取締役 唐澤明弘</u></p> <p><u>大阪府豊中市上野坂一丁目7番20号</u> <u>代表取締役 唐澤明弘</u></p> <p><u>大阪府豊中市上野坂一丁目16番2号</u> <u>代表取締役 唐澤明弘</u></p>	<p>平成19年 2月22日代表 権付与</p> <p>平成19年 3月 8日登記</p> <p>平成20年 3月24日住所 移転</p> <p>平成20年 3月26日登記</p> <p>平成23年 3月30日住所 移転</p> <p>平成23年 6月 2日登記</p> <p>平成26年 8月22日住所 移転</p> <p>平成26年 8月29日登記</p> <p>平成29年 3月 7日重任</p> <p>平成29年 4月12日登記</p> <p>平成30年 1月15日住所 移転</p> <p>平成30年 1月31日登記</p>
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年 8月22日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(神戸地方法務局管轄)

令和 2年10月23日

神戸地方法務局尼崎支局

登記官

森 田 茂 之



株式会社水光社
定款

平成27年4月24日作成

株式会社 水光社 定款

第1章

(商号)

第1条 当会社は商号を株式会社水光社と称する

(目的)

第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする

1. 各種水槽清掃及びビル管理業
2. 給排水衛生設備、冷暖房設備、空気調和設備の設計及び施工
3. 電気工事の設計及び施工
4. 消防施設工事の設計及び施工
5. 塗装工事の設計及び施工
6. 防水工事の設計及び施工
7. 土木建築工事業
8. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を兵庫県尼崎市に置く

(機関設計)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のみを設置する

(公告をする方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載する

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は50万株とする

(株式の種類)

第7条 当会社の株式は、普通株式とする

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する

(相続人等に対する売渡しの請求)

第9条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる

(株券の不発行)

第10条 当会社の株式については、株券を発行しないものとする

(株主名簿の記載事項の記載の請求)

第11条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継者が、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同で請求しなければならない。ただし、会社法施行規則第22条に定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる

2 前項における取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又は相続人その他の一般承継人が、前項の請求書に第15条による届出印を捺印できないときは、実印を捺印し、印鑑証明書（作成後3か月以内のもの）を提出しなければならない

（質権の登録及び信託財産の表示）

第12条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない

2 前項の請求の場合には、株主が前項の請求書に第15条による届出印を捺印するものとする。株主が届出印を捺印できないときは、実印を捺印し、印鑑証明書（作成後3か月以内のもの）の提出をもってこれに代えることができる

3 質権の登録又は信託財産の表示の抹消についても前2項に準ずる

（手数料）

第13条 前2条に定める請求をする場合には当会社所定の手数料を支払わなければならぬ

（基準日）

第14条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする

2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる

（株主の住所等の届出）

第15条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社の定める書式により、その氏名住所および印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする

第3章 株主総会

（決議事項）

第16条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議することができる

（招集）

第17条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる

2 株主総会を招集するには、株主総会の日の3日前までに、議決権行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする

3 前項の招集通知は、書面ですることを要しない

4 第2項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続きを経ることがなく開催することができる

(招集権者及び議長)

第18条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数をもって決定し、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により他の取締役が議長となる

2 株主総会において、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により他の取締役が議長となる

(開催地)

第19条 株主総会は、本店の所在地又はその株主総会において議決権を行使することができる株主全員の同意により定められた場所において開催する

(決議の方法)

第20条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う

(議決権の代理行使)

第21条 株主が、その議決権の行使を委任する代理人は、当会社の議決権ある株主に限るものとする。ただし、この場合、株主又は代理人はその総会毎に代理権を証する書面を会社に提出しなければならない

2 株主は前項の代理権を2人以上の者に代理させてはならない

(株主総会の決議の省略等)

第22条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面または電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する株主総会の決議があつたものとみなす

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、当該事項の株主総会への報告があつたものとみなす

(議事録)

第23条 株主総会における議事については、会社法第318条第1項及び会社法施行規則第72条で定めるところにより、その議事の経過の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び議事録の作成に係る職務を行った取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う

第4章 取締役

(員数)

第24条 当会社は、取締役の人数を1名以上とする

(選任及び解任の方法)

第25条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもつて行う

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする

(任期)

第26条 取締役の任期は、その選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする

(補欠取締役)

第27条 補欠の取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後10回目に開催する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない

(社長及び代表取締役)

第28条 当会社の取締役が2名以上ある場合は、取締役の互選によって、取締役の中から代表取締役を定めることができる。取締役の互選によって代表取締役を定めない場合は、取締役全員を代表取締役とする

2 当会社の代表取締役が2名以上ある場合は、代表取締役の互選によって、そのうち1名を社長とする

3 当会社は取締役の過半数の決定をもって、取締役の中から専務取締役、会長を置くことができる

(業務執行の決定)

第29条 当会社の業務は、取締役の過半数をもって決定する。ただし、次の各号に定める事項については、株主総会の決議を要する

- 一 本店移転
- 二 支配人の選任及び解任
- 三 支店の配置、移転及び廃止

第5章 計算

(事業年度)

第30条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする

(剰余金の配当)

第31条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主又は登録株式質権者（以下、「株主等」という）に対して剰余金の配当を行う

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる

（剰余金の配当の除斥期間）

第32条 剰余金の配当がその交付開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその交付義務を免れる

2 未払剰余金に対しては利息をつけない

（報酬等）

第33条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって定める

第6章

第34条 本定款に定めなき事項は全て会社法の規定に従う

以上は当会社の現在の定款に相違ありません

2020年 10月 22 日

兵庫県尼崎市昭和通二丁目 12番3号
株式会社水光社
代表取締役 唐沢明弘



第一七八八八五号

給水装置事務技術者免状

本籍 奈良県

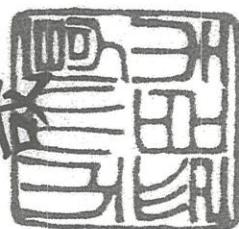
氏名 吉村潤

昭和四十七年三月二十七日生

水道法(昭和二年法律第二百七号)の
規定により給水装置事務技術者
免状を交付する。

平成十二年二月十五日

厚生大臣 丹羽雄



第一七八八八七号

給水装置事務技術者免状

本籍 兵庫県

氏名 唐澤明弘

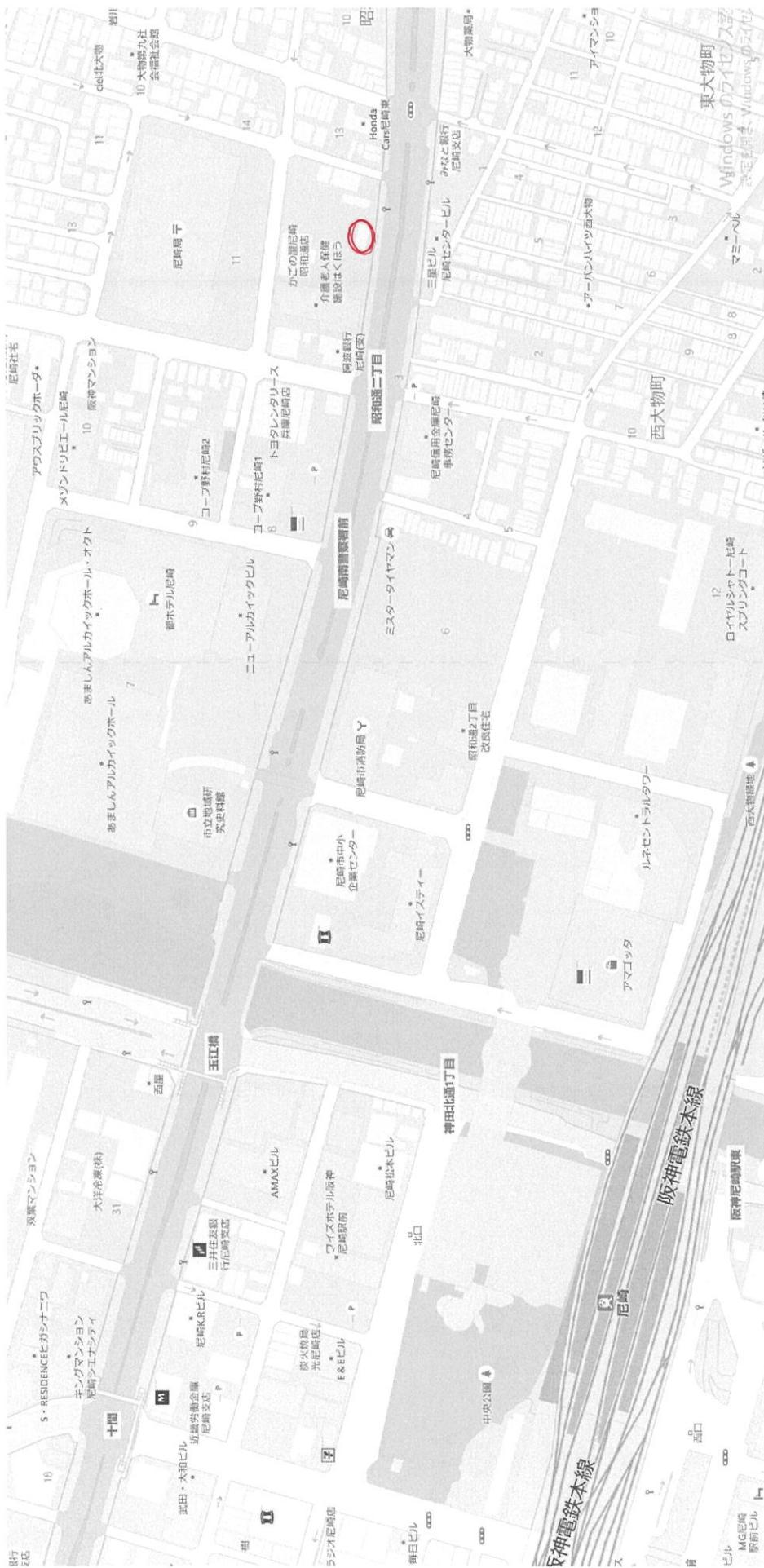
昭和四十五年一月二十日生

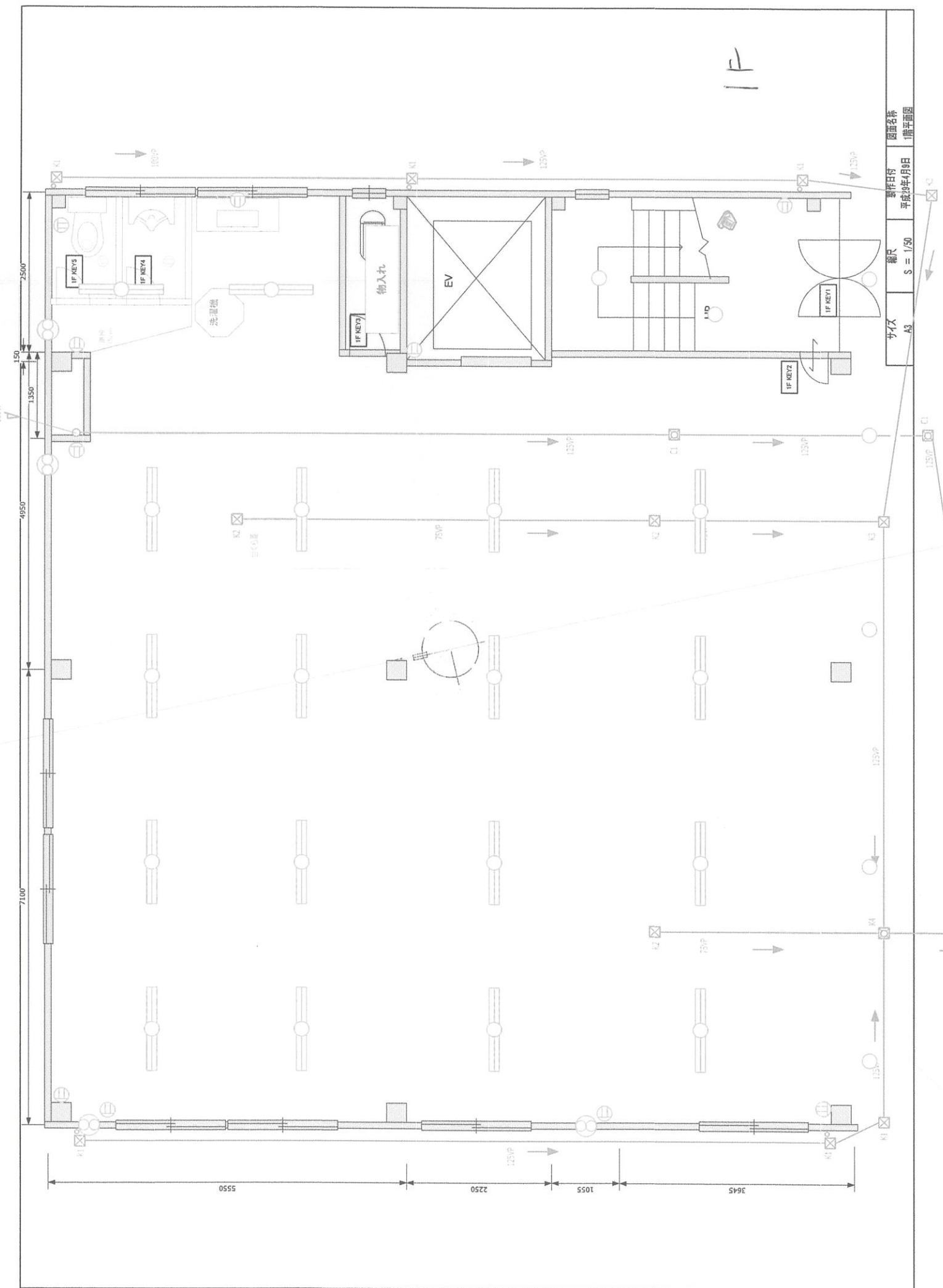
水道法(昭和二年法律第二百七七号)の
規定により給水装置事務
技術者免状を交付する。

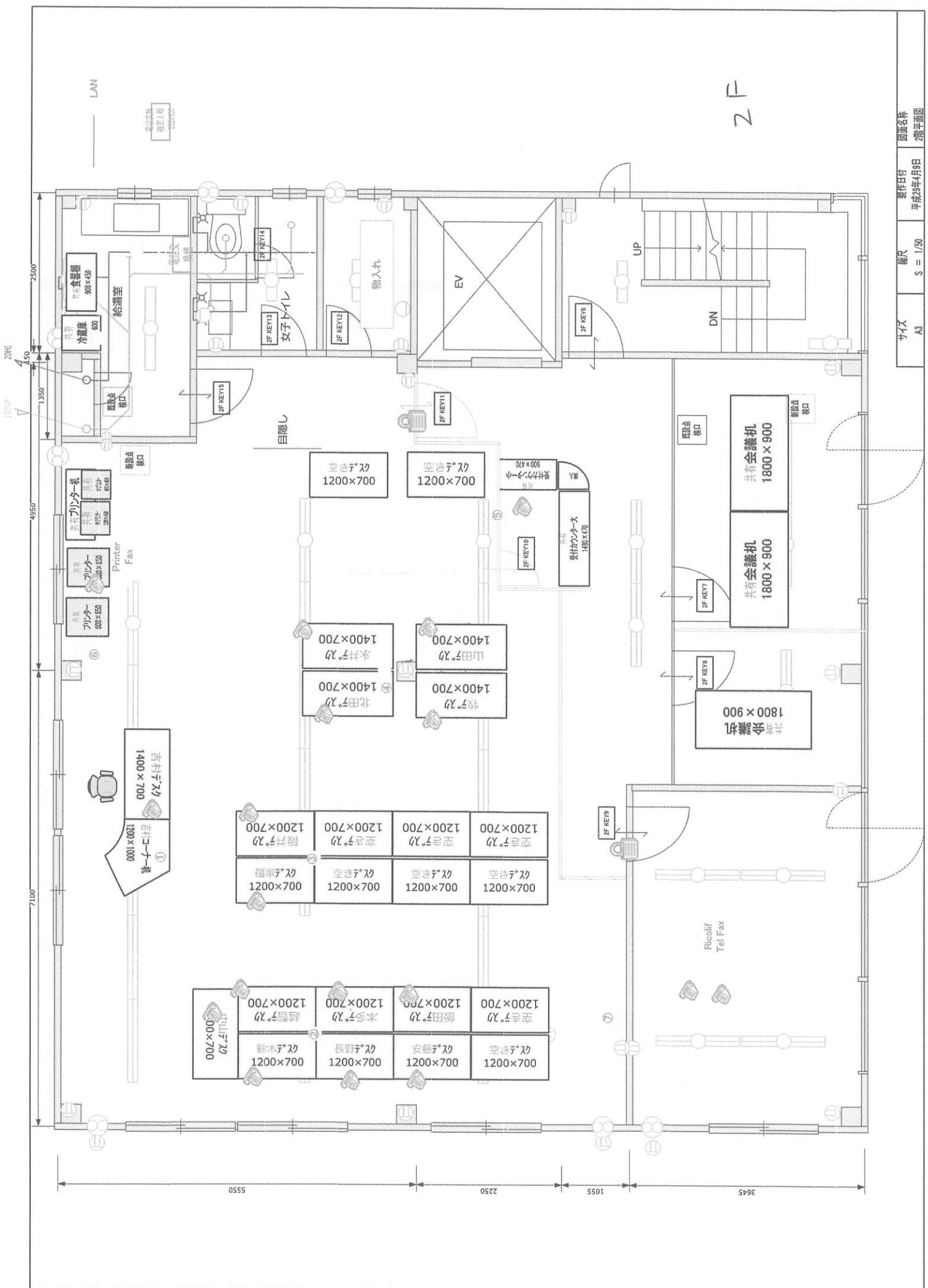
平成十二年二月十五日

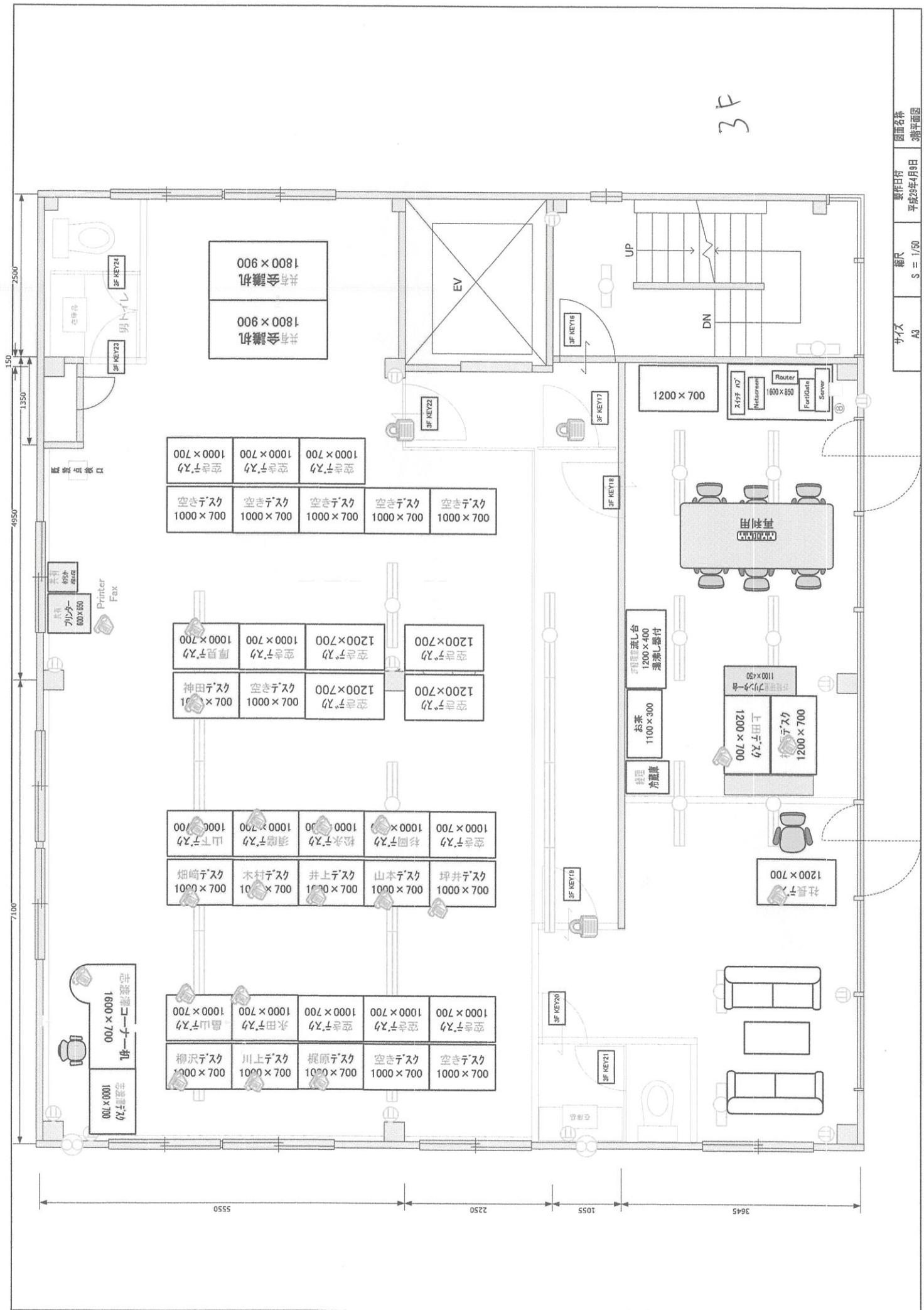
厚生大臣 丹羽雄哉

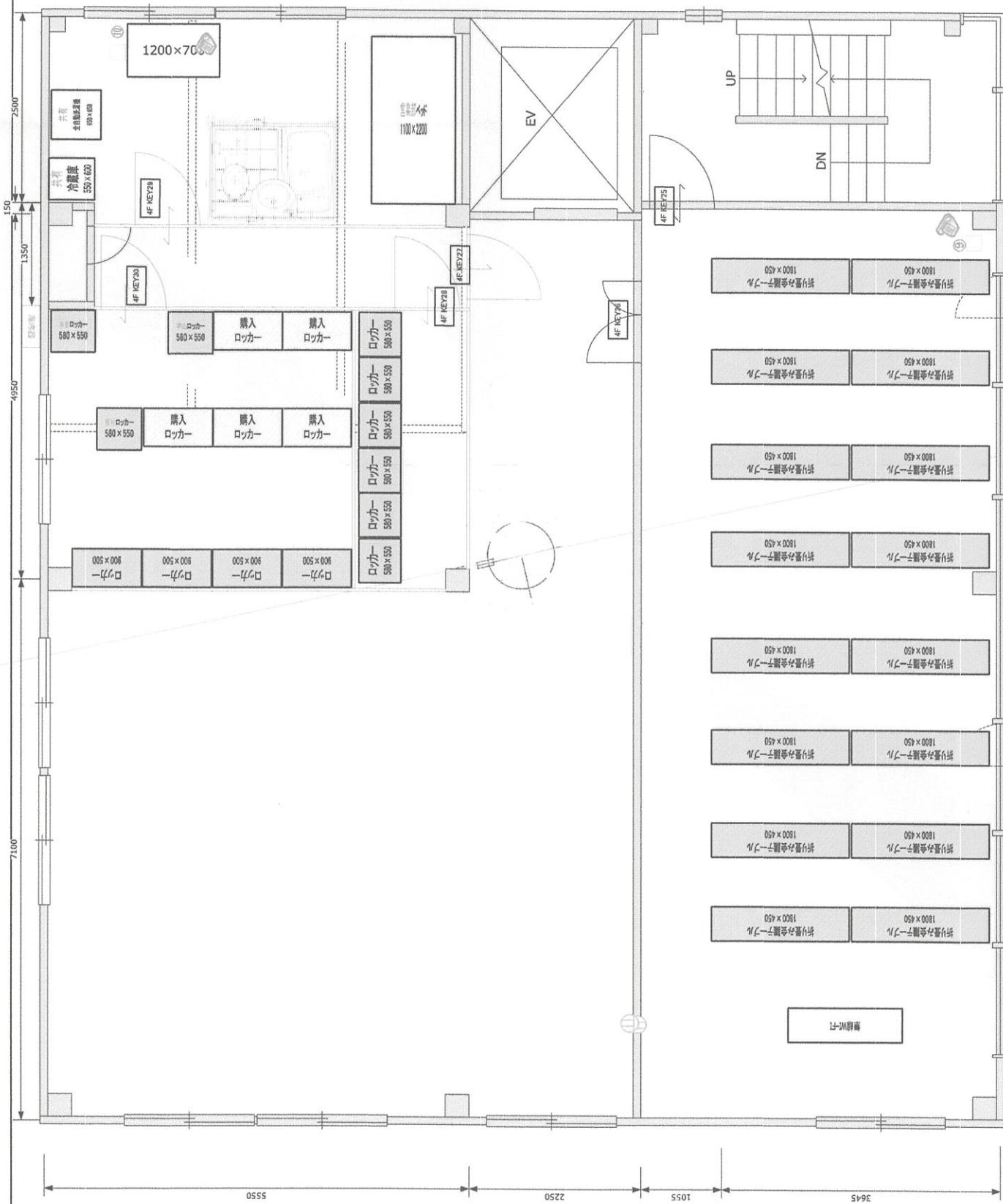














株式会社 水光社

株式会社 水光社
総合メンテナンス



しゃぶ

しゃぶ



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 10 月 22 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 株式会社 水光社
 住所 〒660-0881 尼崎市昭和通 2丁目12-3
 代表者氏名 唐澤 明弘
 電話番号 06-6482-1470
 FAX番号 06-6481-0032
 メールアドレス ueda.tatuya@sui24h.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和2年10月22日

届出者

氏名又は名称
住 所
代表者 氏名

株式会社 水光社
〒660-0881
尼崎市昭和通2丁目12-3
代表取締役 唐澤 明弘



選 任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
解 任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 水光社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
吉村 潤 唐澤 明弘	第 178885号 第 178887号	令和2年10月22日 令和2年10月22日

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

第一七八八八七号

給水装置事業者免状

本籍 兵庫県

氏名 唐澤明弘

昭和四十五年一月二十日生

水道法(昭和三一年法律第二百七号)の
規定により給水装置事業者
技術者免状を交付する。

平成十二年二月十五日

厚生大臣 丹羽雄哉



第一七八八八五号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 吉村 潤

昭和四十七年三月二十七日生

水道法(昭和二年法律第二百七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十二年二月十五日

厚生大臣 丹羽 雄哉

